

埼玉県社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設等審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人の設立認可、社会福祉施設等整備に対する補助金交付事務及び介護老人保健施設等整備事務の適正化を図るため、埼玉県社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次の事項について審査する。

- (1) 社会福祉法人の設立認可に関すること。
- (2) 社会福祉施設等及び介護老人保健施設等の整備補助金に関すること。
- (3) その他社会福祉法人、社会福祉施設等及び介護老人保健施設等に関し必要と認める事項に関すること。

(報告事項)

第3条 前条の審査事項のほか、社会福祉法人、社会福祉施設等及び介護老人保健施設等に関することで、委員長が必要と認めたものについては、委員会に報告し、意見を求めることができる。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 外部委員

学識経験者等福祉部副部長（社会福祉課を担当する副部長（以下「福祉部副部長」という。））が必要と認める者

(2) 職員

次の職にある者とする。

- ア 福祉部副部長
- イ 社会福祉課長
- ウ 福祉監査課長

2 委員会の委員長は、福祉部副部長の職にある者を、副委員長は社会福祉課長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職を代理する。

(外部委員)

第5条 外部委員の任期は2年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査等)

第6条 社会福祉法に定める社会福祉法人（新設法人を含む）を所管する課及び社会福祉施設等整備を所管する課（以下「所管課」という。）は、社会福祉法人の設立認可、社会福祉施設等及び介護老人保健施設等の整備に対する補助をしようとするときは、委員会又は第10条に規定する分科会の審査を経なければならない。

2 委員会は、第2条（1）の事項にあつては、関係法令並びに社会福祉法人審査基準（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）及び社会福祉法人審査要領（平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局企画課長・老人保健福祉局計画課長・児童家庭局企画課長連名通知）に基づき審査を行うものとする。

3 委員会は、第2条（2）の事項にあつては、関係法令並びに国、県の整備方針及び別に定める「埼玉県社会福祉法人認可等審査要領」等に基づき審査を行うものとする。

4 委員会は、第2条（3）の審査に当たっては、前2項の規定を準用する。

5 委員会の審査を受けるときは、所管課は、社会福祉法人認可等協議書、施設等設立計画書、介護老人保健施設開設計画書等及び審査に必要と認められる資料を委員会に提出しなければならない。

6 所管課は、社会福祉法人審査基準、社会福祉法人審査要領及び埼玉県社会福祉法人認可等審査要領等に基づき全項目を精査しておくこととする。

7 委員会の委員は、審査において知り得た個人に関する秘密を厳守しなければならない。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、審査に際し、必要な職員を出席させることができる。

(関係者の説明)

第8条 委員長は、審査のために必要があると認めるときは、法人代表者（設立代表者を含む）等関係者を委員会に出席させて、説明を求めることができる。

(開催時期)

第9条 委員会は、原則として、予算編成時におこなうものとする。

2 前項の規定に関わらず、特別の事情がある時は、必要に応じて開催するものとする。

(分科会の設置)

第 10 条 委員会に、次の事項を審査するため、法人認可等審査分科会（以下「分科会」という。）を置く。

(1) 社会福祉施設等及び介護老人保健施設等の整備補助金を伴わない社会福祉法人の設立認可に関すること。

(2) 市町村が指定権限を有する地域密着型特別養護老人ホームなどの整備補助金に関すること。

(3) 整備補助金を伴わない社会福祉施設等及び介護老人保健施設等の整備で、委員長が特に必要と認めたものに関すること。

2 分科会の委員は、第 4 条第 1 項 (2) の職員とする。

3 分科会の会長は、福祉部副部長の職にある者を、副会長は社会福祉課長の職にある者をもって充てる。

4 分科会会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

5 分科会副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が指名する副部長が、その職を代理する。

6 分科会の審査については、第 6 条第 2 項から第 5 項の規定を準用する。

7 分科会の会議等については、第 7 条及び第 8 条の規定を準用する。

8 分科会は、委員長が必要と認める際に開催するものとする。

(庶務)

第 11 条 委員会及び分科会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

今回選任された外部委員については、第 4 条の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日までとする。

この要綱は、平成 9 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。